

日本リハビリテーション工学協会会則

1991 (平成3)年4月13日	制定
1993 (平成5)年3月11日	改正
1997 (平成9)年8月28日	改正
1999 (平成11)年8月26日	改正
2004 (平成16)年4月1日	改正
2006 (平成18)年8月27日	改正
2007 (平成19)年8月23日	改正
2009 (平成21)年8月27日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本リハビリテーション工学協会(Rehabilitation Engineering Society of Japan、RESJA)と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を横浜市港北区鳥山町1770社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団横浜市総合リハビリテーションセンター内におく。

2 事務局には、理事会の承認を経て事務局長をおく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、生活を行う上で障害を有する人々に対し、その生活を豊かに実現するための工学的支援技術を発展・普及させるとともに、この技術を通じて学術・文化・産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するために、下記に掲げる事業を実施する。

1. 研究発表集会の開催
2. 会誌及びその他の刊行物の発行
3. 分科会活動
4. 講習会・講演会などの開催
5. 福祉用具・機器システムなどに関する啓蒙・普及活動

6．国内外の関係諸機関との協力活動

7．その他必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 本会は下記に掲げる会員をもって構成する。

1．正会員 第3条の目的に賛同する者。

2．学生会員 学生である者(但し、単年度会員とする)。

3．名誉会員 本会の発展に貢献した者で、理事会において推薦された者。名誉会員は、会費の納入を免除される。

4．賛助会員 本会の主旨および活動に協賛する個人および法人。

(入会)

第6条 入会希望者は入会申込書に必要事項を記入し別途入会金を添えて本会事務局に申し込むものとし、理事会の承認を経て会員となる。

(会費)

第7条 会員は会費を前納するものとする。但し、正当な理由がある場合、理事会の承認を経て減額措置を受けることができる。

(資格の喪失)

第8条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

1．退会

2．死亡、失跡

3．除名

4．本会の解散

(退会)

第9条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後に退会届を本会事務局まで提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

1．会費の納入を1年以上滞納したとき。

2．本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為があったとき。

(会費等の不返還)

第11条 既納の会費、その他の金品はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員

(役員の種類)

第12条 本会に次の役員をおく。

1. 理事長 1名
2. 理事 若干名
3. 監事 2名
4. 顧問 若干名

(理事長)

第13条 理事長は本会を代表する。

(理事会)

第14条 理事は理事会を組織する。

- 2 理事会は本会則および総会の議決に基づいて会務を執行する。
- 3 監事および事務局長は理事会に出席することができる。
- 4 理事長が事故・病気等により責務を実行できない時は、あらかじめ定められた理事がその職務を代行する。
- 5 その他、理事会が必要と認めた者は、理事会に出席することができる。

(監査)

第15条 監事は会の財産および業務の執行を監査する。

(顧問)

第16条 顧問は必要に応じて理事会を補佐する。

(役員を選定)

第17条 理事および監事は正会員の中から正会員の選挙により決定し、2年毎の半数改選とする。

- 2 理事長は理事の互選により決定する。
- 3 顧問は理事会の推薦により理事長が任命する。

(任期)

第18条 理事および監事の任期は4月1日より原則4年間とする。但し、連続8年を超えて就任できないこととする。

- 2 理事長および顧問の任期は4月1日より2年間とする。
- 3 役員はその任期満了後であっても後任の就任まではその任期を行う義務がある。

- 4 欠員または増員により選任された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は総会、理事会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 総会は正会員の5分の1以上の出席で開催できる。ただし出席できない会員が書面により当該議事に対する意思表示をした場合、または出席会員に委任状をもって委任した場合は出席者とみなすことができる。

(総会の招集)

第21条 総会は理事会が必要と認めたとき、あるいは全正会員数10分の1以上の請求があったとき、理事長が1ヶ月以内にこれを招集する。

(総会の通知)

第22条 総会の招集はその開催の5日前までにその会議に付議すべき事項、日時および場所等を会誌または書面をもって正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は会議のつど出席者のうちから出席者の過半数以上の承認を得て、選任する。

(議決の定足数)

第24条 総会の議事は、本会則に別に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決する。可否が同数のときは議長が決する。

- 2 総会は郵便投票によって代えることができる。この場合の規定は総会に準ずる。ただし、委任状は認めない。

(総会の付議事項)

第25条 次の事項は総会に提出して、その承認を受けなければならない。

1. 事業報告および収支決算
2. 事業計画および収支予算
3. その他、理事会で必要と認めた事項

(議決事項の通知)

第26条 総会で議決した事項は、全会員に通知する。

(理事会の招集)

第 27 条 理事会は理事長が業務遂行上必要と認めるとき招集する。ただし、理事長は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を書面により明示して理事会の招集を請求された場合は、その請求があった日から 15 日以内にこれを招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 28 条 理事会の議長は理事長がつとめる。

(理事会の定足数と議決)

第 29 条 理事会は理事現在数の 3 分の 2 以上の出席および議長あるいは出席理事への委任により成立する。

- 2 理事会の議決は議長を除いた出席理事の過半数で決するものとする。ただし、賛否同数の場合には議長が決する。

第 6 章 委員会および分科会

(委員会の設置)

第 30 条 本会の目的および事業を達成するため、必要に応じてその事業を遂行する委員会を理事会の承認を経て設置することができる。

(分科会の設置)

第 31 条 本会の目的を達成するため、必要に応じて分科会を理事会の承認を経て設置することができる。

第 7 章 会計

(会計年度)

第 32 条 本会の会計年度は毎年 7 月 1 日から、翌年 6 月 30 日までとする。

(収支)

第 33 条 本会の維持は次の収入をもってあてる。

- 1 . 会費
- 2 . 事業に伴う収入
- 3 . 寄付および補助助成金による金品
- 4 . その他の収入

第 8 章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第34条 本会則の変更または追加は理事会ならびに総会の承認を受けなければならない。

(本会の解散)

第35条 本会の解散は理事会および総会の出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

第9章 補則

(細則)

第36条 この会則の施行についての細則は理事会の議決を経て、別に定めることができる。

附 則

1. 本会則は1991(平成3)年4月13日から施行する。

附 則

1. 本会則は1993(平成5)年3月11日から施行する。

附 則

1. 本会則は1997(平成12)年8月28日から施行する。

附 則

1. 本会則は1999(平成11)年8月26日から施行する。

附 則

1. 本会則は2004(平成16)年4月1日から施行する。

2. 本会則改正に伴う経過措置については、細則に定める。

附 則

1. 本会則は2006(平成18)年8月27日から施行する。

附 則

1. 本会則は2008(平成20)年7月1日から施行する。

附 則

1. 本会則は2009(平成21)年8月27日から施行する。